

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年11月22日

鳥取県立図書館長 西尾 麻都子

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

令和6年度鳥取県立図書館労働者派遣業務（蔵書点検作業）一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

令和7年1月21日から同月31日まで（うち、令和7年1月27日は除く）

(4) 入札方法

入札は紙入札により行い、郵便等での入札は認めない。

また、この調達は単価契約であり、入札書に記載する金額は、入札説明書別添令和6年度鳥取県立図書館労働者派遣業務（蔵書点検作業）仕様書（以下「仕様書」という。）の2に示す業務における派遣労働者1人の就業時間1日当たりの単価金額（税抜）とすること。

なお、派遣料金の請求に当たっては、入札書に記載した金額に実績日数の合計及び派遣労働者数を乗じて得た金額の合計額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって請求額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する額を入札書に記載すること。

また、この調達は入札書に記載された単価（税抜）による単価契約であり、予定日数及び派遣労働者予定人数は最低数量を保証するものではなく、また、落札金額が契約金額とならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が人材派遣の人材派遣に登録されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(5) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第5条第1項の規定に基づき、県内事業所について労働者派遣事業の許可を受けている者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立図書館

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-0017

鳥取県鳥取市尚徳町101

鳥取県立図書館総務課

電話 0857-26-8155

電子メール toshokan@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和6年11月22日（金）から同年12月9日（月）までの間にインターネットの鳥取県立図書館ホームページ（<http://www.library.pref.tottori.jp/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和6年11月22日（金）から同年12月9日（月）までの日の午前9時から午後5時までとする。

※休館日であっても、職員用通用口（駐車場側で入口）から入館可能。

イ 交付場所

(1) に同じ

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年12月19日（木）午後2時30分 即時開札

イ 場所

〒680-0017

鳥取県鳥取市尚徳町101

鳥取県立図書館2階 ミニ研修室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

なお、2回目以降の入札は、入札書のみを提出すること。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格を有する者であることを証する書類を、令和6年12月9日（月）午後5時までに4の(1)の場所に郵送等又は持参により提出し、入札参加資格を有することの確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札書に記載した金額に仕様書3に規定する日数及び仕様書7に規定する人数を乗じて得た金額の合計額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。